

鳥取県告示第240号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡 湯梨浜町	平成22年5月17日（月）	午後1時から 午後3時まで	東伯郡湯梨浜町大字泊1204-1 湯梨浜町中央公民館泊分館
〃	平成22年5月18日（火）	〃	東伯郡湯梨浜町大字龍島500 湯梨浜町役場東郷支所
〃	平成22年5月20日（木）	〃	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584 ハワイアロハホール
東伯郡 三朝町	平成22年5月21日（金）	〃	東伯郡三朝町大字大瀬999-2 三朝町総合文化ホール
東伯郡	平成22年5月28日（金）	〃	倉吉市広栄町900-17 鳥取県計量センター倉吉検査場
〃	平成22年6月1日（火）から 同月30日（水）までの日（日 曜日及び土曜日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課